

協定書

株式会社〇〇（以下「会社」という。）と、合同労組〇〇ユニオン（以下「ユニオン」という。）、組合員〇〇〇〇（以下「組合員」という。）とは、組合員の会社における雇用契約上の地位に関する問題（以下「本件」という。）について、本日、以下の通り合意した。

第1条 本協定の締結当事者は、会社と組合員とが、本日をもって、雇用契約を合意により解約することを確認する。

第2条 会社は、ユニオンに対し、本件解決金として、金〇〇円の支払義務があることを確認する。会社は、右金員を、〇〇年〇月〇日限り、ユニオンの指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払う（振込手数料は会社の負担とする。）。

第3条 本協定の締結当事者は、本協定書の締結に至った経緯、本協定書の存在及び内容を、厳に秘密として保持し、正当な理由なく第三者に開示、漏洩しないことを確約する。

第4条 本協定の締結当事者は、会社とユニオン、会社と組合員の間、本協定書に定めるほか、一切の債権債務の存在しないことを相互に確認する。

本協定書記載の合意が成立した証として、本協定書3通を作成し、本協定の締結当事者が各自署名押印（もしくは記名押印）の上、各1通を保管する。

〇〇年〇月〇日

会社

ユニオン

組合員